

翹楚篇

下

○御家に看病断の御例なかりしを、安永九年二

月仰出しありて、後ハ人々心のまゝに看病する事

にハなりぬ、其仰出しに曰、家内におひて父母妻子の

病にハ、其趣を達し勤を引て看病いたすへく候、

祖父祖母兄弟姉妹伯父伯母孫甥姪舅等に至てハ、

外に看病人なく見放かたき子細あらハ、伺の上

差込にまかすへき事、但他家相続のものといへとも、

実父母の看病とならハ届一通にて引へし、其

外の親類ハ本文の通たるへし、一親類ありといへども、

老年或幼少等にて看病叶かたきか、又ハ親類

絶てなきに至てハ、組合近所朋友の内申合懇に

看病して遣るへき事、

○何年の事なりしや其年ハわすれぬ、江戸におは

せし時の事なり、挑灯男と看板懸ての見せ物

あり、此男下唇長き生にて、其唇を取て鼻を

覆へハ、面縮ミ鼻隠れて面短くなり、唇をはつ

せハ常の面になる、爰をもて挑灯の張つ疊つ

するかことくなれハとて、挑灯男とハ名つけし也、

此ミせものきのふ彼所にあり、けふハ此所に出たり

と珍しく沙汰しける、されハ御屋鋪の夫方見て

正しく御国何村の誰

村の名其ものゝ名も
聞たりしかわすれぬ

なりといひし

より、のほりて公の御耳に聞へしかハ、縦令不具の生

なれハとて、手足全く具るといへハ、其相応の業も

あるへし、面をさらして見せものとならんハ、さそ

口惜もおもはん、されと家内はこくむたつきのなく
賃銀にめてゝのゆへならん、早々其賃銀をあたへて

国に帰せとの御事にて、御国に帰り其家業にハ

つきぬ、

○安永三年の事なり、江戸御参府の御道中、鍋懸

と太田原との間にての事なり、予か中押御供にて

登るに、病人あた

あたとハ病人をのせて村送するもの
駕籠のことく仮令に拵成るもの

に行

逢たり、世にハ斯る難義なるものもありけりと

通過て見るに、伊勢参宮人とみへて、あたの後

に羽州米沢桐町

桐町なりしか立町なりしか鍛冶町なりしや
鉄炮屋町なりしや、年久しけれハ覚束なし

誰と書付たる笠掛てあり、扱ハ御国ものなり、国

の守の御通行に行逢奉るこそ彼か幸なり、国の

民といへとも他邦にての病氣知らすハいかゝすへき、

今御通行の道にて我国の病人村送せらるゝを

余所に見て過させ玉ふへきにあらず、此跡の

駅に宿からせ看病人附置、所の医師を頼ミ、快

氣を得て後御国に帰さんにハと、馬に乗替早

乗して公の御駕籠へ馳つき、件のしかく伺ま

ひらせしに、能ハ心付たりく、汝か見つけしこそ

彼か幸なり、能ハ心付たり、能ハ心つきたり、兎も角も

よろしくはからへとのたまはせたれハ、又乗返し

御供の御家老島津左京へ達し、御先立某に量

はせ、看病のため足輕夫方附置、近郷の医師など

頼みて療治せしめしに、月を経、快氣を得て、

恙なく看病人とともに御国へ下れり、追てきけハ、

此もの生国越後のものにて、彼町某かもとに

奉公してありしか、抜参宮

抜参宮とハ奉公中、私の
旅出叶かたけれハ御境関所

の通判もなく、主家を忍ん
て参宮せるをいふ

の下向に煩しものなり、此もの御

国へ下りつきしかハ、水をあひ御城北門のほとりに

至り、ひたすらに御城を拝せしとぞ、

○黒田甲斐守長貞の御室瑞耀院

御名豊
姫君

と申奉

りしハ綱憲公

弾正大弼と称し奉り、御法
名法林院殿映心と諡し奉る

の御女にて、

黒田家へ御入興ましましてし、御方公にとりてハ

御実方の御祖母にてましましてり、安永七年十一

月、御年七十七にてわつらはせ給ひしかハ、御老

年の御病氣御心元なく、日々朝五時頃入らせら

れ、夜四時或九時ころの御帰り重らせらるゝに至

てハ、御帰なく終夜御看病進られし事なり、

斯るおほしめしにての御看病なれハ、御膳御薬

の御すゝめより、御なてさすり進らるゝまで、御ミ

つからなし進られしはいふまでもなかりし、然

とも御寿にも限りあり、同月廿六日の暁終に逝

去ましませり、斯る御取扱にてありけるほとに、

黒田家の御家老より御家中挙て公の御徳に

感奉り、是までハ御代も多く替り来れるより、

次第くゝに御遠々しく、御音信御通融の事も御

互に御諸家御同様の御模様に来れるの残念

なり、御近類多くあれとも、末々御頼に存上奉る

へきハ御家様ならてなし、尤も本家あれハ本

家に超て存上奉るとハ申かたし、本家を除て今

至近の御つゝき多くあれども、此方々よりハ別て

厚く御頼に存上奉るなり、仍てハ此以後寒暑

年始の御附届をはじめ、其外何事によらす、千

之助へも公と瑞耀院様との御間のことく、各様

より中老のものまで仰下され、是よりも中老より

各様までの奉札もて申上られたし、尤千之助

幼年微弱につき何方様へも御逢も致されぬ程

なから、末々を御頼申上る事なれハ、御入下されし

時ハいつも勝手座の間へ請待し奉り、御親敷拝

顔を得奉り、諸事御物教を受奉られたし、随て

我々事も寒暑年始又吉凶の事ありて罷上るに、

是までハ御式台へ罷出申上奉りしなり、是等の

事ハ是までの通心得居へし、其外時々折から

罷上り御内々御機嫌をも伺奉りたし、其節は

御自分様御居小屋まで罷出、恐なから伺奉り

たし、此等の事家中挙ての願なりと、御家老

吉田縫殿予か居小屋に來りて願しより、諸事瑞

耀院様へ御附届のことく、御内々にて御親しき事

にハ成たるなり、斯りしほとなれハ、吉田ハいふ迄も

なく、同役の渡部典膳、宮崎織部ともに時々予か居

小屋へ來りて御機嫌を伺奉り、且幼君取そたて

の仕かた補佐の心得なんと、及なき予にも相談

せる程の事にハなりぬ、

○安永七年江戸におはせし時の事なり、急の御用

とめされて御目見申上しに、只うつむかせ給ひて

何の御意もなし、いかゝの御事と伺奉れハ、声をあけて

泣玉へるのみ、怪ミ見上て、何のゆへにてましますやら

んと伺奉りしに、其御用をハのたまはて、我小家

より斯る御大家を続る事本望何か是に過ん、

是といふも畢境ハ殿様の有かたきおほし

めしよりなり、然らハ幾はくの心力をも尽して

孝行らしき御つかへかたもあらんに、御壮健にま

しませハ、千万年もさかえましますへき様なる

心たのミよりおろそかに過しの口惜きとのた

まひて、ひたなきになけかせ玉ひし程に、猶もあ

やしく其故を伺まひらせし時、今 凶書

江戸御家
老広居

か出て大殿様御不例の早飛脚か着しといひ

きけし、尤さして御心もとなく存上るほどの

御容子にハなきといへと、御案し申さん事を

恐て、斯ハいひおこせしならんと御なけきやま

さりけるか、御涙を押しられ図書へ今相談せり、何の

道にも御容子の御心元なけれハ、汝と玄寿

御例医
三 瀧

とを下して御容体を伺奉るか差当りての急

なり、太義なから早々馳下りて御容子を委しく

いひおこせ、又心に及ん程八年寄共へ能相談せよと

のたまはせぬ、此日八十月の十六日、彼是するうち

夜もふけ、又ハ御用もありてあすの立にハ叶かたく、
翌々十八日の立と極し、されハ翌十七日の夜旅装も

揃ふて追付立んとする所へ、急の御用と召れし

かハ、いそき出て御目見し奉るに、今又飛脚付り、

御容子重らせられたれハ官医の内願ふて下せ

といひおこせり、官医衆願の事ハ其運ハコビいひ付

たり、扱御例の有無ハ知かたけれど、父のための

看病とならハいかて御ゆるしのなかるへき、早

速馳下りて看病し奉らん、夜を日に繼ての下り

なれハ大勢の供つれてハ其運あしかりなん、例の

行列大半ハ残しおけ、兵三郎

御供御家老
中条至資

も残しおかん、

汝一人押の供せよ、仍てハ汝にいひつけ置たる御機

嫌伺の使ハ浅間登理

御手水番

に代らせよ、何かれ凶

書に能談し頭取して下りの事を量へとのたま

はせたれハ、浅間代りて、三瀧と幸姫君の御使山吉

七郎左衛門

幸姫君
御用人

と翌十八日早追駕籠にて立ぬ、

扱官医衆の下りハ何程急きても、あすの立にハ
成かたからん、一刻もはやく巧者ならん医師を

下せとの御事にて、松平肥前守様御扶持人徳永

栄庵 今御側医となり
亭庵とあらたむ 御頼、是も同日立て下れり、

官医にてハ橘隆庵老の嫡子元春と申せし方を

御頼ありしなり、扱御看病御暇御願の事ハ余の

事と違て即日御暇も下るへし、然らハ御礼として

御老中御廻直々御下りあるへけれハ、御供ハおのく

旅装束たるへし、然る時ハ御供揃置ての御願なる

へし、廿日に御願、即日の御発駕と夜を日継て

取運し程に、十九日にハ其取運も大半に揃て、

あすの御願と混雑せる所へ、道中二日半の早飛

脚到着、去る十四日の夜より十五日までの御容子

甚よろしく、少しも御氣遣進らるゝ事なく、官医

衆御願にも及はぬよしなりけれハ、御欽斜ならず、

御看病御願、官医御願にも及はせ玉はず、御欽

のあまり大宴をもふけられ、諸士に御酒玉はりし、

○天明七年の事なり、御実父長門守種美公仮初

ならぬ腫物に泥せ給へる事を聞玉ひ、そふそく御側

外科堀内易庵を登せ御附置れて、時々御容

子伺はせられける、無名の腫物難治の御症と聞せ

られしより、常ハ是のみ事としたまへる書物さへ

廃させられ、書案のもとに夜白只黙座まし

まして御心をいたため給へる御ありさま、中々拙き

筆の形容しまひらすへきにあらず、されハ昵

近しまひらするもの慰め奉らまくおもひて、

四方のけしき或むかし今の物語など申上るに、

只一通の御いらひのみにて実に聞せ給ひしか

聞せ給はぬにやも知られぬほとなり、あまりに

いたませらるゝ事の甚しく、病の浸してわつらは

せたまはん事を恐まひらするより、御歩行に

御気をなくさめ玉へなと強て諫奉るものゝ

あれハ、又その諫にももとり給はず、其もの召

供して御庭を一めぐりめぐり玉へとも、遂御一言

の御咄もなかりし、斯りし御容子なりけれハ、御

左右に給仕し奉るもの只手をおろし御顔を

見上まひらするのミ、遂無言にて時をもて退

し事なり、御腫物と聞給ひしハ五月の末つかた

にて、八月の中旬に旅立せ玉へハ、かゝる御容子に

わたらせ玉ひしハ凡九十日にも近かるへし、斯御物

思にわつらはせ給へるを、予か折々召れし時の
御意の端々をもて推はかり参らすれハ、さそく

御登ましく、親しく御容子も伺はせたまひ、

思召のまゝに御看病成し進られたく思めせ

とも、義不義の境むつかしく泥わつらはせ玉ひ

しなり、夫をいかにといふに、御隠居あらせられてハ

江戸に御住居の筈なるを、御痛所のため御国元

赤湯御湯治の御願にて御国にましましてハ、御看

病とての御願も御憚ワバカリあり、御例の事も亦御覚

束なく、又外に御決断のなしにくゝ思し泥ませ

給ひけれハ、君家御不如意につき累年半知

御借上あり、猶も御行立なけれハ重き儉約を

命せられ、諸金主へ永き年賦の御頼あり、御家

中へ三ヶ年の増出金など仰付られしも去年なるに、

御実家のため少からぬ御入料費し玉ふ事の

御気かゝりなり、当御家の御相続ましますからラハ

御家のため御国民のためとならハ、幾はく費へ

させ給はんも元より其筈の事なから、御実家の

ために費させ玉ふ事、御家中に対せられての

御義理覚束なきとの思召より、登らせ給ふの

義に当るか、登らせ玉はぬの義に当るか、此境御

決断成かたく御胸中を苦しめ給ひしなり、されハ

是かために御看病を成し給はさらんも御孝義

の欠て、御国民に臨ませ給ふ御行にあらず、又御

実家のために御家中に対せらるゝの義を欠せ

玉はんも御本意のなけれハとて、猶又御手元きひ

しく御儉約をなさせられ、年々進らるゝ御仕切金

をくり出して登らせらるへきとの御事にて、遂御

願あり、御出府ハなされしなり、扱此御物思に泥せ

られし内、折々予をめして御義論の事あり、

其節々の御物語の内二三ヶ条爰に記す、或時

の御意に、扱我等か不孝の罪のかれかたし、正

しく御胤を受まひらせて生れし父上と、養はれ

まひらせし父上と、義における情における愛敬

の心齊しかるへき筈なるに、大殿様の御事ハ此暑に

は泥せたまはんか、此寒さにハあたらせ玉ふましき

やと、暑き寒き雨にも風にも御案申上ること、

実に誠に心はなれすおもひ奉る事也、長門守様

御事も斉しく御案し上筈なるに、いとけなきより

御わかれ申、折々の御目見さへ疏く打過まひら

せしゆへにや、今八十里あなたに置まひらせて、

おもひ上まひらするの日々ならぬはいかゝの事にや、

大殿様をおもひ上奉るにくらへて大に親疎ある事、

不孝の罪何か遁るゝ所あらんと、千々悔ませた

まふハ恐入て伺奉りしなり、又或時の御咄に、きの

ふの暑さに鉢の木に水灌かせへきとおもひつきし、

父上の御事を案まひらする間に、何そ鉢の木に

心のつくへき、斯不孝にハ生しと無念におもふて

やめしとのたまはせし、亦或日の御咄に、誠に残

念なる事あり、きのふ奥へゆき、茶の間にて茶

をのミたり、女中どもの事なれハ此節の容子を

気の毒におもひ、何を哉機嫌をとり気を慰め

んとて、様々おもしろおかしき事をかたりあふて

居るをきく内、おかしき落し咄におもはすふき

出してくつと笑ひし、此節おかしき心ハなき筈

なるにとおもへハ、女中ともへも恥しく、其まゝ立て

歸れりとのたまはせぬ、

○御看病として発駕まし／＼けるハ、天明七年八月

十七日にて、道中もいそかせ給ひ、同月廿四日申の半

はかりに江戸桜田の御屋鋪につかせ玉へり、直にも長

者丸

長門守様御隠居所
秋月様御下屋鋪

へ入らせらるへき思召なから、御

家老

江戸御家老
色部典膳

へ逢せられ、御国元への御用仰含

られ、且御供廻へ御賄下さるゝため御屋形へまつ

つかせられ、典膳へ御用仰含られ、御供廻に餉

なさしめ給へり、されハ御祝の御膳進奉りしに、
御菜のものへも御箸つけられず、御飯さへ漸く

一碗をきこしめし遂させられ、御待請の御客様

方へもそこくゝに御会釈あり、疾御出殿ありし

ほとに、御駕籠脇衆、御先手衆を始纔二三人

はかりつゝならてハ揃はす、御身近勤る御刀番衆

さへ揃はぬに、直に御駕籠に召させられ、疾々い

そけとの御意下りていそかせ玉ひけれハ、御駕

籠のものも纔三四人にて舁奉り、御刀番衆も

漸く虎門にて追つき奉り、外御供廻も追々

走付まひらすれハ、半途ならん頃に漸く御行

列ハ揃しとなん、斯る御いそきの内にも有かたき

事あり、麻布桜田町かふかいはし抵子橋へおるゝ所、坂中にて

の事なり、此日大雨にて道あしく、御駕籠のもの

すべりころけて御駕籠を落せしかハ、御刀番

衆、御駕籠脇衆などあはてゝ御駕籠を取上、

いまた公の御機嫌もうかゝひ奉らさる内、御駕

籠よりのそかせ給ひ、駕籠のものハ怪我せぬやと

問せ給ひし、されハ此日より親しく御みつから御看病

成し進られ、夜ハ九時下りに御帰殿まし、翌

朝ハ辰の刻はかりに入らせられ、夜ハいつも九時下り、

或八時過て御帰殿の事あり、又御泊かけ御看病

の事も多くあり、御容子重らせられし九月廿

一日より同月廿五日御逝去までハ、夜白つゝけての

御取扱なりし、八月廿四日着せ給ひ、九月廿五日

御逝去まで凡三十有余日の間、御寢食を安んし

玉はす、夜白御看病進られしとそ、但月々十三

日ハ御家の重き御潔斎日につき、九月の十三日ハ御

断にて入玉はす、翌十四日ハ御対客として松平

周防守様へ入らせ給ひ、且明日御召の御奉書御

到来につき入らせられず、翌十五日御城へ召れ

て有かたき台命を蒙らせられけれハ、此日朝の

内御看病なく上意済、一寸御屋形へ入らせられ

御飯きこしめし、御国元へ右御吹聴の御用なと

仰含られ、御礼として御老中方へ廻らせられ、

直々長者丸へ入らせられ、上意御吹聴、御拝領の

御羽織御取分進られ、御看病成進られしとそ、

○長門守様御事、御祈療験なく終に逝去し玉ひ

けれハ、其御いたミ悔ませ給ふ事中々筆のかき

写すへきにあらず、されハ朝起給ふより夜いね

給ふまで麻の御上下召させられ、御座の間に

黙座ましく、書籍筆硯をたに御手にふれ

給はず、朝夕御膳供し玉ふと御拝礼なし玉ふと、

又ハ御自由に立せ給ふとの外ハ始着座し給へる

御畳の外へハ移り給はぬ程なれハ、まして御左

右につかへ奉るものゝ御咄申上るも、龍光院様

長門
守様

御院
号 御在世の時の御うへ、又ハ御病中の御事など

申上れハ、夫か相応の御いらひの下るまで余事に

及へハ、御いらひもなかりしとそ、只御屋形にての

御勤のミか法の事にて、御寺に詣ましくても、

御膳も御みつから供し給ひて、誠にいますかこ

とくつかへ給ひしとそ、されハ喪の御勤のたくひ

なく聞えさせたまへハ、御看病中の御つかれより

喪の御つゝしみの斯りしかハ、必煩はせ玉はん

との御いたはりにて、勤め給ふのたくひなきハ、けに

御尤に御嬉しくハおほせとも、若も煩はせ給はゝ

御国に在せる父上のなと御心の安かるへき、御上下ハ

脱せ玉へ、世のならばしに精進あけといふ事あり、

家の父かゆるしまひらする、是からハ魚もきこし

めせ、御勤も少しき弛へ玉ひと、大殿様より御肴

もたらせて贈進られたるハ、又有かたき御

慈愛とそ聞えし、されハ斯る御慈愛の浅から

ぬに、何かハたまらせ給ふへき、むせひ泣せ給ふのミ、

此日ハ十月廿一日の事にて、其御肴もて御膳も常

より過してきこしめし、御酒も其日ハきこし

めし、夜に入れハ御小姓頭御近習衆なとめされ、

御前にて御酒給はり、初御忌日過同廿六日より

御上下ハぬかせ玉ひけれと、余の御つとめ御つゝ

しみハ始め終りも在らせられ左りしとそ、

○上天人の徳を世にあらはさまくおほせハ、其人の身

心を窮白せしめ勤しめて、其徳其行をあらはさ_左

しめ給ふ事、いにしへより然なり、されハ上天公の御徳

を世にあらはさしめ給はんとにや、十一月十五日の
事なり、きのふまで御実父の御喪に籠らせ

給ひ、けふ御忌明といへる夜五時、御国元より早

追の飛脚つきぬ、何事そと驚かせ給へハ、御父

重定公、去る頃より仮初ならず煩はせ給ひ、十日の

夜猶も重らせ給ひしと告来りぬ、何かハ猶予し

給ふへき、翌十六日御暇の御願あり、翌十七日暁

丑の刻コク、江戸を立せ給ひ、夜を日に継ていそかせ

給ひしほとに、時しも降つむ雪路なから、同月

廿四日子の刻コクはかり御城にハ着せ給ひしなり、されハ

旅御装束のまゝ御病床を伺せ給ひ、即夜より

御看病進らるへかりしか、御慈愛の浅からぬより

其夜ハ御暇進られ、丑の時はかりに御隠殿へハ

着せ玉ひぬ、されと只御看病に御心を尽させ

玉ふより、此夜一寸入らせられ御対顔ありしまて、

以後ハ御奥へも入らせ給はず、日々朝ハ五時夜ハ

九時下りの御暇、或終夜の御看病あり、翌年

二月十六日御床退御祝まで凡八十有余日の間、

附添せ給ひての御看病、中々拙き筆の書尽

すへきにあらず、此永き日数の内漸々二三度

にハ過し、御供の揃はぬ間に御奥へ入らせられ、

御茶たはこ召上りし事のありしはかりとそ、

扱永き御病の事なれハ、御取扱申上奉る御近

習衆も弥益つとむるといへと、長きつかれの

積りたれハ、ねふり催もありけるに、終ねふり給

へるを見上奉らさるハ、有かたくも亦おそろし

くそ見上奉りしとそ、又或時の事なり、いまた

御寝なり居らせ給ひしに、御下血ありて今朝ハ

少しき御容子のあしきと告来りけれハ、御寝の

内より供廻せとの御意あり、直に御はかまめし、

御大小さゝせ給ひ、向寄近き御仲の間口より出させ

給ひしに、また御小者の廻らて御はきものゝなかり

けるか、ちらし草履と唱て御供のものゝために

設置たる草履のありけるを御足につけられ、御道

すから御袴の紐むすひなからに走りいそかせ

給ひしとそ、されハ前年五月の末より翌年二月の

半まで凡二百五六十日の間、少しの断間なくつとめ

行ひ給へるの御誠、中々人間中の御所作にハあらすと

驚嘆し奉りあへりぬ、

○群臣に臨せ玉ふに、各某々か其程にしたかつて

礼あらせ給ふ事、譬大臣に対せらるゝ時ハいつも

御座を改られ、御意の下るも其元か斯いひやる主

斯ふ達しやれなどのたまひ、大臣の噂を他のもの

にのたまはするも、誰某か斯ふいひやって、誰某か

はなしやるなどのたまはせて、苟も彼を卑下

せる御言葉なく、御小姓頭に対せられても、御

用の時ハ御火燵を離れ玉ひ、御用にて御左右に

人なき時、若も御煙草の火のきへたらん時、御小姓

衆を呼まてにもなく、御火入を持出て渡さんと

すれハ、達ての御辞退あり、勿体なし、何の苦し

かるへきと持出れハ、是ハ慮外にておりやる、それ

ならハ一寸いひつけてたへなど、いと恐多き御意

の下れハ、余ハ推て知へきなり、されハ御近習衆

召仕はるゝも某々か其程あり、扱召仕はるゝもの

某々か相応に御わけへたてなく、扱其内に志

あるものにハ又別に寵遇も厚かりしなり、さて

礼を重し玉へる事、事々物々に其験を挙かた

し、一事をもていはゝ、公隠居ましゝ三の丸

御殿に移らせ給ひて、予を折々召て侍座せ

しめ給ひ、年の十二月廿八日御咄納とてめされ、又

明る元旦にも御咄初とて召れし、是を例として

廿八日廿九日御咄納とて召され、元日にハいつも御

咄初とて召さるゝ事なり、されハ其初年元日の

事なり、七半時過る頃上りけるに、御左右の衆を

して、予か服ののしめなるか服紗なるかを見せた

まひ、のしめ着せしかハ、御のしめ御上下に召替て

逢せられしなり、御隠殿の事なり、予か隠者なる

何そ斯までに及はせ給はん、斯る事におはせハ

余ハ推て知へき事なり、扱御側近くミやつかひし

奉る御近習衆、召仕はるゝに御心を尽し給へる事、

年中朝暮の事なれハ、是も亦事々挙てハ記し

かたし、左の一事をもて其余ハ知へし、公隠居ま

しくて後ハ、御保養のためとて茶をも御ミツ

から煎し給へハ、御煙草の火とても人をめさるゝ

御用なし、夏の日の炎熱にハ朝夕障子のひらき

はつしより、夕のたてさしに至まで、御みつからなし

給ふゆへ、御用なき日ハ御近習衆の交替に、終御

目見せずして退くものあり、是みやつかへせる

ものゝためにハ事なく、閑にて仕合なるかことく

なから、退て後誰かけふの御機嫌を伺奉りし時、

けふハ御目見せさりしと答たらんハ、何とか其

人の首尾あしけにもきこゆへきか、此事の御気かゝ

りより、交替に各揃たる頃を考給ひ、事なきに

彼等か詰所へ臨み給ひ、寒暖又ハ時のけしきなど

一つ二つ御咄ありて入らせ給ひし、

○天明四年の事なり、去年の飢饉に人民安からざる

折ふし、連日の雨気にて、或曇り或雨ふり曇雨

相半して晴るゝ日更になく、盛夏の頃裕を重

綿入をきるといふ程なりけれハ、今年の作毛覚束

なく人民危急のおもひをなしける、斯りけれハ

六月十一日、林泉寺、宝珠寺へ五穀成就の祈祷仰

付られ、猶も御大事におぼし憂させ給ひ、二の

丸の諸寺院を召れ御堂

御本丸東南の隅、謙信公の
御遺骸安置ましまする御霊屋

におひて二夜三日の御祈祷御執行あり、勿体なくも

公御食を断せられ、二夜三日の間御堂に籠ら

せ給ひける、至誠感神とかや、十一日十二日にハ或晴或

微雨あり、十三日晴上りてより二十九日まで日々

の大暑とハなれりける、是につき又有かたき事

のありける、公の御断食にて籠らせ給へる事を御

父重定公聞しめし、浅からぬ御誠ハ御感思めし

なから、斯る君にして煩はせ給はゞ、人民などか安

かるへき、是非の論なし、御志を奪はせ給ひて御

食をすゝめ進らるへきとの御事にて、七旬に近き

御老体の御みつかからも御潔斎し給ひ、粥かし

かせ、御みつから御堂へ登りまし、ひたすらに
御すゝめ進られしかハ、なとかハ辞をふせ給ふ

へき、押いたかせ給ひてきこしめせしとそ、

○天明三年夏より秋に至まで絶て暑なく、単

物きしハ只二三日なるへし、斯る年並なりければ、

作毛不熟して今年より翌四年まで奥羽一統

の飢饉とハなれり、去れ八年来御心を尽されし

蓄蔵を発かれ、夫か上に越後或羽州酒田などにての

買米あつて、飢に及んとせるに男子二合女子一合

のつもりもて飯米の御手当あり、味噌を賜るあり、

きるものまでの御手当ありけるゆへ、餓死に及へるハ

なかりし、斯る程の年並なれハ御寝食を安んし

給はず、只人民の事のミ御憂思しめし、御心を尽

させ給ひしハ、御脚痛と唱られ御参府をたに

延引し給へるにて、推はかりまひらすへし、されハ

貴となく賤となく、粥を用よ、菜菓をかてして

くらへなと触渡し玉ひけれハ、以後ハ朝の御膳にハ
粥をきこしめし例として、怠り給はさりしなり、

只御国民を思し憂はせ給ふのみか、他の人までに

及はせ給へる事あり、御国民ハ君徳によつて幸

に飢餓を免れしか、隣国の飢餓人多く入来りて

食を乞へハ、道路に行倒て死するもの亦なきに

しもあらず、されハ道路に倒死せるものあれハ、其

村其所のものゝ量として其処に埋ミ、其上に札建て、

よるへの人を待事是までの例なりしを、以後ハその

ほとりの寺に葬り、布施

銀五匁とて
錢四百文なり

あたへて回向

なさしめ、扱大町札の辻にも札建てよるへのものを

待へしとの御意下れハ、天明四年を始として以後ハ

上の御施主にて葬り回向し給はる事にハなりぬ、

○安永七年の事なり、御先君重定公御代宝曆

五年凶作飢饉して、翌六年八月施行粥の御手当

までもありしかと、餓死せるもの多かりしなり、

安永七年まで指を打て二十三年に当れると

聞せられ、其多内にハ家内死して今無縁な

るもあるへし、其餓死人のために今年七月を始と

して向後其年忌に当らん時ハ、例として施餓

鬼供養して得さしめよとの御事にて、閏七

月廿日春日山林泉寺にて法要執行れけれハ、

廿七年、三十三年にも同寺にて法要ありし也、

○安永六年六月廿三日の事なり、二三日の大雨に城

東の松川洪水して、山上大橋をはしめ、その下

橋々皆流れ、糠野目村長樋さへも流せし程の

事なり、斯りし程なりけれハ、今町、割出町、鍛冶町

に至るまで水溢れて人家危しと聞えしかハ、

直に御馬に召れ馳出給ひ、漫々たる水中に乗

入ましく、御みつから水防の御勢遣せさせ玉ひ

しかハ、人々身命をもかへりみす飛入て働きし

程に、民屋危急をのかれて恙なかりしとそ、

○公の政に御心を尽し給へる事万機の多き、中々

筆の能及へきにあらず、一事を挙て余ハ推て知

へきなり、一事の訴訟、一の評判事ある時、年寄衆互に

其論を書つゝりて送れるもの、是を相談紙面と

唱ふ、小事に至てハ曾て上の御下知にも及はぬ事

なから、いつも其相談紙面御取上あつて熟

覧し給へるゆへ、民事の賤しき諸役所の小事に

至まで自然に委しく知しめせハ、おのつから下

情にも通し玉ひて、大事を裁断し玉へるに

至てくま／＼届かせ給ひしなり、

○御在位十九年の美政枚挙に暇あらず、其十の

一を略記する事左のとし、法林院様

彈正大弼綱
憲公と申奉

御法名映心
と申奉る

御代元禄十年、聖堂并講堂の御経

営ありしより、御代々学問の事厚く御世話在

らせらるゝといへとも、猶も人才教育の事に深く

御心を尽させ給ひ、学生二十人つゝ三年詰に

して勤学させよとの御事にて、安永五年学

宮御再興せさせ給ひし、此御再興以前、明和

八年御師範平洲先生、御国元松桜館へ御請

待あり、
五月下着翌
年三月帰府
学生二十人を撰て勤学な

さしめ給ひ、御家中の諸士に講談聞しめ給ひ、

学宮御再興の年も又々御請待
九月下着翌年
三月帰府

ありて興讓館
学宮
の名
中の学政正しめ給ひし、

御武名天下に轟かせ給ひし謙信公のむかしを

慕せ給ふより、上にハ御代々武事に厚く御世話

もあらせられ、大小諸士の家々にも各先祖勲

功の末なれハ、分て武芸にハ勇励といへとも、治平

の久しき近ころにくらへても、稍衰たるなといひ

あへる事を御気毒に思し召し、御みつかからも軍

法ハ御家の軍者益田十左衛門成政より末徳流御

稽古ましく、中太刀ハ夢覚流太平源五左衛門

道次、弓ハ印齋流浅間六郎左衛門徳弘を師とし

給ひ、馬ハ素鞍流飛田喜助乗順、鉄砲さへに稻

富流大熊伝兵衛秀有より伝受し極玉ひ、常々

御復習怠らせ給はず、諸士の武術、中太刀にハ

夢覚流、心地流、卜伝流、三富流、真天流、二剣流、

長刀ハ卜伝流、鎗ハ伊東流、関流、佐振流、居合ハ

一刀流、棒手詰ハ一刀流、鹿嶋流、弓ハ道法流、印齋

流、雪荷流、馬ハ弁斎流、八條流、素鞍流、其外の

諸流に至まで兼て師匠くゝの書上御取上

置れ、明日ハ誰某か門弟の稽古上覧あるへし、

誰か門弟ハ何日の御覧と時々御城へ召れて勇ミ

励まさしめ給ひけるか、猶も出精各別に成し

給はん事を思しめし、安永四年二之丸の内に

新に諸流の稽古所を御経営あり、日々某々か

稽古所へ打つとひての稽古なさしめ玉ひ、御閑

暇に乗してハ時々其稽古所へ臨ませ給ひ、その

修練の際を見給ひしなり、

○御国ハ四境皆数重の山にて包たるより、脊負
駄送のむつかしく、只最上川の上流松川の運漕
に小舟数十艘を下すのミ、夫さへに夏ハ水涸て
叶はず、冬ハ氷流れて通はず、只春と秋との
運漕ゆへ、米穀の他邦へ出へき便なきより、米の
価いやしくおのつから惰農風俗をなし、田地の
価賤しく、悪き田に至りてハ金銭添て譲り
与ふるも、もらうへき相手のなきといふほとに

成来れり、されハ此事を深く御憂思しめし、

安永元年三月城西遠山村の内四反余の田地を

もて、御小納戸御開作と名つけられ、籍田の

礼を行せられ、御みつから耒耜を執て三墾
の古

礼王耕一墾班三之とて天子御ミつから一墾し給ふ
事ゆへ、一等を下りたまひて三墾したまひしなり
し給ひ、

九墾二十七墾より某々か次のまゝに発せし

なり、されハ此田より出る米初穂をハ春日、白子

の両社に、残る所ハ新小姓

御馬廻組、五十騎組の嫡男に御扶
持給はりて、御堂御法事の加用

勤来りしを、明和三年財用の足らぬとて新小姓を止られしか、
安永三年より籍田の米を給はるといふを名として引足て、又

新小姓を
立られしなり　　の御扶持に給はりしなり、

○御国ハ米の価の賤きより、民心おのつから穀を

貴はす、米を蓄て荒歳に備ふる心なきより、

宝曆の凶作に多くの餓死に至りし事を思し

めし、安永三年初蔵屋鋪

網勝公御代明暦元年初
蔵立られ初を籠て

蓄られしか、幸に発て与ふるまでの凶歳なけれハ、只貧民への
借付にのミ成来り、子かつき息に息か重りて只帳面表にのミ俵数の

附益たるまで正米の纒なれハ、凶年の　　の内に新に備米蔵
備にハ其用なき事にハなれりし

建給ひて粃の御蓄あり、在郷にハ安永五年より

百姓一人粃一升つゝの蓄をなさしめ給ひ、同年

より所々に郷蔵を建たまはり、蓄初の祝とて

一蔵に百、二百、三百俵など給はり、又天明四年より

百姓高百石に年粃三斗 安永五年仰付らるゝ
一人一升の外なり つゝの

蓄を籠られ、諸士にハ知行百石につひて半俵

つゝの粃を蓄させ給ひ、町家のためにハ明和八年

義倉御取立あり、安永五年川井小路に義倉

を立、此年より蓄しめ給ひし、斯る御世話のしるしをもて天明の凶作に餓死に及へるハなかりし也、

○子供あまた持□□の目出たきハ誰々も同しく

知たる事ながら、あしきならはしにそみたるより、

産家の中にて直に出生を害し遣るもの少からず、

去れハ此ならはしを改給はん事を謀らしめ給ふ

に、嚴刑をもて禁し玉はんとすれハ、実の流産、

実の死体ならんをあやまつの恐あり、命令もて

停止し給はんとすれハ、数十百年のならばし

いかて容易く変すへき、出生ことに五七年せ

めて三四年、米或金銀給はらんとすれハ、一国

年々の出生いかて届かせ給ふへき、止事なけれハ

只にやミ玉はんよりハと一通の御教諭を施し

行れし、其御教諭に曰、生養ハ天地の徳にて

万物生々のありさま目前の事に候、此故に父母ハ

子を生し、子も亦子を生して、憐ミそたて候事

誰々も同じ心に候、然るに奥羽のならばし出生

をあけさるものも候よし、歎かはしき事に候、

生を好ミ、死を悪み候ハ人情の誠に候得ハ、恩愛

の切なる忍かたき筈に候へとも、生れて物いはす、

愛々のいまた発らさるに、今日の貧苦など考へ、

小を殺して大を助るなどおもひたかへ候より、心

ならぬひか事をなし来候にもあるへく候、元より貧

賤ハ何国と限るましく候、仮初の殺生をさへあし

きとハ知ものに候へハ、我身の父母に産なされ人となり候事を能くおもひあはせ、出生をそたて候様、返々もねかはしき事候、

○明和九年二月廿九日晦日、江戸大火にて桜田麻

布両御屋舗残らず焼失と聞えけれハ、御家中

の諸士競立、此君にして此災ある、斯る御不如意

の上の御物入、両御屋舗の経営何として届かせ

玉ふへき、微力の中々及へきにあらずといへとも、

人ことの力を尽さハなとか万分の一助なるへき、

いさ手伝参らせんといふ程こそあれ、貴となく

賤となく蓑を着、笠をかふり、各土民に身を下し、

自身の御手伝そはしまりける、去れハ両御屋鋪

御普請のためとてハ、深山に入て良材を伐出し、

引くかつく脊負て運まで皆諸士の働にて、

両御屋鋪経営の材木ハ皆御国よりそ出ぬ、只

是のミか、御城内外の普請、御本丸、二三御丸の

隍の藻とり、或新田を發し、荒所を開き、堤を

築き、橋をかけ、彼所の川除、此所の道作り、江戸

隣国への飛脚宰領に至まで、皆諸士身を下し

ての御手伝なれハ、百姓も町人もおもひくゝに

走集り、身を入力を尽して働しハ勇しかりし

事なり、斯る浅からぬを忝おほせハ、時々其所々に

臨ませ給ひ、謝せられ勞せられ、御酒給はりし

ありさまハ、蓑を脱て鎧を着、笠をすてゝ冑をか

ふらはと、誠に頼母しくそおほえし、斯して

年々怠らさりしかハ、君子不竭人之忠いつまで

力を尽さすへきとて、安永四年五月、是までの

真切を謝し給ひ、自身御手伝ハなためとゝめ

たまひしなり、

○四境の固とて三十六所に口番所を立置れ、自他

の差別なく、往来のものハ通判もて出入事、古来の

法なり、口々にて出せる入判ハやはり其所にて出

せハ、させる苦惱もなけれども、御城下にて出る通

判八年寄衆の小印にて、御城中より出るをもて

宿屋のものゝ苦惱なるより、判銭など唱えて旅

人より銭を私する事にハ成れり、されハ安永四年

新に大町に判所といへる張番所を立られ、旅人ミ

つから立寄て判をもらう事にハなし給へり、

○天視自我民視天聴自我民聴御国民あり

かたく戴たてまつりしより、遥けき大樹公の御聴

に達し、天明七年九月十五日

実ハ御実父秋月長門守種
美公の御病氣御看病の

ためなから、公の御病所御療始のためとて去月
御出府なりしか、昨日御奉書御致来、今日登城ましく也

召て御登

城あらせられしに、大樹公の上意に、病氣を押

よふ登城いたした、年来国政よろしく致すたん

一段にある 御請 又上意に緩々保養いたせ、御請
云々

畢て御白書院御縁類にて御老中御列座、松平

周防守様御達、其書付の写、上杉越前守当職

以来隠居仰付らるゝまでも国政格別に有之

段達上聞、一段之義被思召候、家政之義猶又
厚心添致候様被仰付候となり、畢て御紋付御
羽織三拝領し玉ひしなり、

天保十四癸卯歲春正月 處善堂主人写

印
印

